

座間市給水装置工事設計施工基準新旧対照表

現 行	改 訂
条文形式 第 1 章 第 1 条 (目的) 第 2 条 (用語の定義) 第 4 章の給水装置材料を 2 章に移動 第 2 7 条 (基準適合品の原則) 第 2 章 設計 第 5 条 (基本調査)	章形式 1 章 総則 1・1 目的 使用した参考文献名を明記 P-1 1・2 用語の定義 説明図を明記 P-2 1・5 工事費・手数料・水道利用加入金 工事負担金について挿入 P-4 2 章 構造及び材質 2・1・1 (1) 口径 50mm 以下の分岐から止水栓 及びメーター前後の指定材料につい て品名・規格等を一覧表により説明。 P-7 ・一戸建ての専用住宅等についてメーター 下流側に逆止弁付メーターパッキンの設 置を義務付け P-8・9 ・配水管の取付口からメーターまでの配管 例を図示化。 P-10 (2) 口径 75mm 以上の分岐からメータ ー前後の指定材料について品名・規格 等を一覧表により説明。 P-11 2・1・2 給水装置の器具機材 ・給水装置工事材料の主な種類のメーター きょう及び止水栓きょうを写真化 P-16 3 章 給水装置の基本計画 3・1 基本調査項目 ・一覧表により説明 P-18

第6条（給水方式）

3階直結直圧給水取扱基準・解説及び直結増圧式給水取扱基準・解説が別添資料として編集

- ・3階直結直圧給水の分岐する付近の最小動水圧は0.25MPa

3・2 給水方式の決定

別添3階直結直圧給水取扱基準・解説及び直結増圧式給水取扱基準・解説を編集

- ・直結直圧給水・直結増圧給水共通事項
分岐する付近の最小動水圧は0.2MPaを原則とし、管理者が回答した給水水圧とすることができる。 P-20
- ・逆流防止装置の設置を明確化 P-20
共同住宅等の各階各戸にメーターを設置する場合には、他の居住者に支障を及ぼす恐れのあるときには、メーター下流側に逆止弁（単式）を設置する。

メーター口径	設置する逆止弁
13・20・25	逆止弁付メーターパッキン 又は単式逆止弁
40・50以上	複式逆止弁又は減圧式 逆止弁

- ・また、配水管への逆流防止措置として、共同住宅等で各階各戸にメーターを設置する場合及び口径40mm以上のメーターを設置する雑居ビル等の主配管の適切な場所に次の逆止弁を設置する。

給水方式	設置する逆止弁
直結直圧式	複式逆止弁又は 減圧式逆流防止器
直結増圧式	減圧式逆流防止器 (ポンプユニット内)

- ・立ち上がり管の最頂部に
直結直圧式：給排気弁又は自動空気弁の設置
直結増圧式：給排気弁の設置 P-21

<ul style="list-style-type: none"> ・直結直圧給水と直結増圧給水の給水水圧査依頼書をそれぞれ別様式により対応 ・3階直結直圧給水事前協議書の水圧測定は指定給水装置工事事業者実施 ・3階直結直圧式給水の高さ制限は給水管布設道路面から10m以下と規定 ・直結増圧式給水の高さ制限は地盤から30m以下（10階程度）と規定 	<p>3・2・2 給水水圧調査</p> <p>3階直結直圧給水事前協議書及び直結増圧式給水申請事前協議書の様式を統一（給水水圧調査依頼書）</p> <p style="text-align: right;">参考資料 P-140</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議書の水圧測定は、座間市実施 P-22 ・給水水圧回答書を新規作成 ・給水水圧調査フローを新規作成 P-23 ・水理計算確認書を新規作成 <p style="text-align: right;">参考資料 P-141</p> ・3階直結直圧式給水の高さ制限を撤廃（水理計算により確認） P-24 <p style="padding-left: 20px;">理由→末端の給水栓で圧力が確保できることの確認は給水装置工事主任技術者の責任とした。</p> <p>3・2・3 3階建以上への直結直圧式給水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給水水圧回答書」を基に水理計算実施後、給水装置工事申込時に「水理計算確認書」の提出を明確化 P-24 <p>3・2・4 直結増圧式給水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直結増圧式給水の一最大使用水量の上限値及び高さ制限を撤廃 <p style="padding-left: 20px;">理由→末端の給水栓で圧力が確保できることの確認は給水装置工事主任技術者の責任とした。 P-24</p> ・給水装置工事申込時に「水理計算書」「水理計算確認書」「直結増圧式給水条件承諾書」の提出を明確化 P-24 ・増圧給水設備の故障等に備えて、増圧給水設備の上流側に直結直圧の給水栓を設置する。 P-29
--	---

<p>第10条（流量計算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画使用水量の決定 業態別1人1日当り使用水量を採用 <p>第15条（メーター口径の決定）</p> <p>（2）夜間給水</p> <p>第11条（給水本管等の口径決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管口径均等表 ・口径別取出し戸数算定表 <p>第3章 工事申込み及び製図方法</p> <p>第16条（工事申込み）</p> <p>第19条（製図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図面・完成図面の用紙は未指定 <p>第25条（立面図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管種、口径、延長、名称等を詳細記入 	<p>3・2・5 既設建物における高置水槽への直結給水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設建物における高置水槽への直結給水について詳細説明 P-35 <p>3・2・6 貯水槽式給水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水等混合給水の場合について新規作成 P-37（参考資料P144参照） <p>3・3 計画使用水量の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物種類別単位給水量を空気調和・衛生工学便覧に変更 P-44 <p>3・4・1 メーター口径の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間給水における一日最大使用水量を明確化（200m³以上） P-48 <p>3・4・2 給水本管及び給水管の口径決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管口径均等表 【削除】 ・口径別取出し戸数算定表 【削除】 ・水理計算 器具類の損失水頭直管換算表（参考）を新規作成 P-53 <p>4章 給水装置工事設計図面及び完成図面の作成</p> <p>4・2 図面作成の標準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面の作成要領を明文化 設計図面・完成図面の用紙を指定 P-57 <p>（7）立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建ての専用住宅等については、分岐からメーター先（メーター接続継手及び接続管種・口径等を含む）までを必須記入。それ以降は平面図にて配管状況が把握できるものについては省略することも可。なお、この場合は立面図の表示記号を使用する。 P-59
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事及び施工承認願に一日最大使用水量欄がなくメーター口径を決定する根拠が不明。 ・申請図には、材料欄がなく別紙材料表に規格（型番）、製造会社名を記入 ・設計図と完成図に変更がない場合、完成図は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーター口径を決定するため別紙使用水量申請書を採用。 参考資料 P143 参照 ・記入例として申請図・完成図に材料欄を作成し、別紙材料表は廃止する。 P-63 <p>5章 工事申込み及び手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請図と変更がない場合でも完成図は提出 5・1 給水装置工事申込み <ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な図書類を一覧表に明記 P-66 5・2 完成届 <ul style="list-style-type: none"> ・完成届に必要な図書類を一覧表に明記 P-68 5・5 各種許可関係 <ul style="list-style-type: none"> ・各種許可関係を新規作成 P-70 5・6 工事記録写真の標準 <ul style="list-style-type: none"> ・工事記録写真撮影例を挿入 P-74
<p>第5章 工事施工</p> <p>第29条 （給水管等の分岐）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分岐穿孔用きりの形状、寸法が未掲載 	<p>6章 給水装置の施工</p> <ul style="list-style-type: none"> 6・1 管理者への連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者への連絡調整項目を新規作成 P-80 6・2 給水装置の分岐 <ul style="list-style-type: none"> ・分岐穿孔用きりの写真を作成 P-82 ・分岐用材料表を新規作成 P-84 6・4 給水管の明示 <ul style="list-style-type: none"> ・給水管の明示（明示テープ・明示シート）について写真化 P-87 6・5 弁類等の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・仕切弁、排水弁、消火栓、空気弁等の設置方法について明記 P-91 ・口径75mm以上の定水位弁・水圧調整弁伸縮継手の設置について明記 P-93

<p>第33条 (メーターの設置)</p> <p>・土工事関係が未掲載</p> <p>第6章 水の安全・衛生対策</p> <p>第39条 (水の汚染防止)</p> <p>第7章 水圧試験</p> <p>第48条 (実施の方法)</p> <p>・耐圧試験を1.75MPa 2分間と規定</p> <p>第8章 検査</p> <p>・管理者が行う検査項目に水質検査項目が未掲載</p>	<p>6・5・9 管路に取付ける活水器等 ・管路活水器の取扱について新規作成 P-95</p> <p>6・6 水道メーターの設置 ・メーター前後の配管写真を作成 P-101</p> <p>6・7 土工事等 ・土工事関係を新規作成 P-106</p> <p>6・8 配管</p> <p>6・8・1 配管工事 ・水路等を横断する場合の配管方法を明記 P-114</p> <p>・石垣等の法面に2m以上布設する場合の配管方法について明記。 P-114</p> <p>・配管工事配管例を図示化 P-115</p> <p>・(8) 貯水槽周りの配管 貯水槽以下設備に支障をきたした場合、又は、貯水槽の清掃等に備え直結の給水栓を設置することを義務付け P-117</p> <p>6・8・3 給水装置への切替 ・給水装置への切替えについて新規作成 P-122</p> <p>6・10 水の安全・衛生対策 ・水道連結型スプリンクラー設備について新規作成 P-124(参考資料P151参照)</p> <p>・吐水口空間を図示化 P-126</p> <p>7章 検査</p> <p>7・1 主任技術者が行う検査 ・給水装置の構造及び材質基準と同様に耐圧試験を1.75MPa 1分間に変更 P-130</p> <p>7・2 管理者が行う検査 ・管理者が行う検査項目に水質検査(残留塩素、色、濁り、臭い、味)項目を追加 P-131</p>
--	--

<p>・付録の給水条例管理規程を添付しないことから「帳票類」を新規作成。</p>	<p>参考資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の職務について新規作成 (給水装置技術指針引用) P-1 ・給水装置の構造及び材質の基準等について新規編集(給水装置技術指針引用) P-10 ・第三者認証マーク証日本水道協会検査証印について新規作成 P-18 ・ポリエチレンスリーブの施工について新規作成(給水装置技術指針引用) P-21 ・ウエストン公式流量図、ヘーゼンウィリアムス流量表及び流量計算例新規作成 P-26~47 ・「貯水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続き」について新規作成 P-48 ・「給水装置における更生工事の取扱」について新規作成 P-51 ・「水道利用加入金に関する事務取扱い基準」を挿入 P-57 ・「座間市中・高層住宅等の給水事務取扱い要綱」を挿入 P-66 ・「座間市水道事業の貯水槽の設置等指導要綱」を挿入 P-81 ・「貯水槽以下設備の申請図面の書き方と設計・施工上の注意」を挿入 P-84 ・「配水管等自費工事取扱要領」を挿入 P-89 ・「給水装置工事申込及び施工承認」の手引きを挿入 P-100 ・「座間市申請図面」関係挿入 P-113 ・「オフセット図」挿入 P-115 ・「帳票類」を新規作成 P-122 ・「地下水等混合給水事前協議書」を挿入 P-144 ・「水道連結型スプリンクラー設備設置許可条件」を挿入 P-151
--	--

	<ul style="list-style-type: none">・「水道連結型スプリンクラー設備設置事前協議書」を挿入 P-153・消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について (厚生労働省健康局水道課長通知) P-160・「給水装置工事フローチャート(標準)」新規作成 P-164
--	---